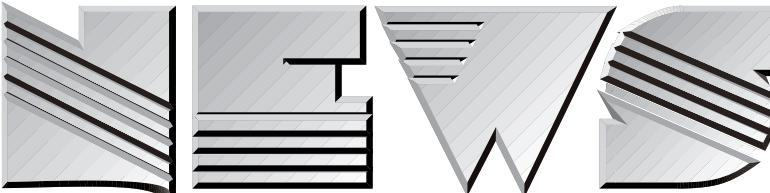




いのちに
やさしい
まちづくり



Neko-Dasuke <http://nekodasuke.main.jp/>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440



地域猫とは、のタイトルで1997年にホームページに掲載しました。概念は変わりませんが関連する法律などが改正されますので、その都度見直しています。

<http://nekodasuke.main.jp/index.php/chiikineko> ※左のホームページを号外用に少し書き直しました。

地域猫とは「地域」と「猫」がひとつになったもの。「人が暮らすところで、猫と人が上手に共生できている地域」また、人々の努力で「地域猫対策」ができているところには人と共に生きる猫がいます。この猫たちのことを「地域猫」ということもあります。

役所は、地域で猫から人への影響が思わしくないとき、「地域猫対策」という施策を行うことができるようになりました。動物愛護法の基本指針（どちらも略称）は、役所が同対策を執行できる根拠法令といわれます。平成22年2月22日の日付で、環境省が地域猫を取り入れたガイドブックを公開しました。

地域猫対策は、人が暮らすところに猫もいることで起こる、人ととのトラブルをなくすことが大きな目的の「地域自治の環境保全活動」と位置付けられます。

役所は行政施策の地域猫「対策」を行えますが、この対策をすすめる役所に、専門的な知識や経験を持つ役人がいるとは限りません。そのため地域猫「活動」をすすめる市民が役所と「協働」しながら、地域自治問題の解決にあたります。

どうすれば「地域猫」…？

猫と人が「地域猫」の自治地区で共生するには、その環境で暮らす多くの市民や、猫の飼い主さん、猫に詳しいボランティアさんたちの努力が大切です。人が生活しながら、猫も一緒に生きている地域には、人と猫が共生するためのルールも必要です。

動物愛護法などには、猫から人への侵害を防ぐことと、人が猫の命を守ることが基本の法の精神、リーガルマインドが記されています。

この法のルールは、生まれながらで暮らす猫に限らず、飼い主のいるすべての猫にも同じようにあてはまります。

地域猫対策では、猫が生きている環境で生活する人たちが、ルールを猫にあてはめてあげることが必要です。

猫にルールをあてはめるとには、猫を飼うす

べての飼い主さんが、ご自宅でもルール通りの飼い方をすることが地域猫対策や地域猫活動以上に大切です。

役所が行える「地域猫対策」や、市民が主体となる「地域猫活動」とは…？

市民の地域猫活動は、猫のそばにいる人と人とのふれあいから始まります。

人が猫にしてあげられる事柄は**大きく次の5つ**ですが、どれも猫にはできません。猫のそばのどなたかができる範囲の手を差し伸べ見守る地域で、人と猫が共に暮らすまちづくりがすすみます。

対話

ご近所のどなたかと、猫を思う活動に理解し合えますか？

町会や管理組合のどなたかなどとの地域猫対策のお話しされますか？

猫を快く思われない方、猫が怖い方などの会話の努力を惜しんでいませんか？

猫の餌の後片付けはできていますか？

ウンチやオシッコの苦情はありませんか？

繁殖制限

猫の不妊や去勢手術は終わっていますか？

未去勢や不妊手術前の外出自由な飼い猫がいませんか？

猫の手術費用をまかなえていますか？その対策は？

猫の捕まえ方や通院方法などはすすんでいますか？

地域行政の後押し

地域を所管するお役所や保健所などへ、地域猫活動進行中の報告は済んでいますか？

役所などから活動への後押しは得られていますか？

遺棄・衰弱虐待・殺傷禁止

捨て猫違反者や衰弱させるなどの虐待、殺傷犯罪の対策は地元警察と情報交換し連係します。

アニマルレスキューにあたる消防や、命ある動物と人との共生を教える教育委員会や学校と話し合いを進め、情報を共有します。

小動物への犯罪者が人への大きな犯罪にすすむことを防ぐ対策は、古くから『先制攻撃・ファーストストライク』などとして研究されています。



飼い主責務の普及啓発 ペットの飼い主さんへの適切な情報の伝達不足などから、外で暮らすことになってしまう猫を増やしてしまうことは多いです。

外の猫を快く思われない方との理解を深めるためにも、外出自由飼いや、産ませても生涯飼い続けない繁殖には充分な心配りと飼い主としての責任が必要です。

猫が殺されたり傷つけられるのは誰でも嫌いです!!

猫と暮らすまちづくりに共感する人たちは少なくありません。ご近所のみなさまへ手づくりチラシなどを読んでいただくと理解が深まり、地域猫活動のチームワークが広がり、役所の地域猫対策がすすみやすくなっています。

自治体が地域猫対策のチラシやパンフレット、看板やポスターを利用することが増えました。

環境省は、発行する普及啓発資料などを公開して利用をすすめています。

地域猫のPRや普及啓発にはチラシのポスティングや回覧板への添付、町内の掲示板も利用されます。

役所が地域猫対策をすすめ、市民が地域猫活動で協働するための詳しい方法や内容は、各地のセミナーのほか、お打ち合わせや勉強会などですすめられ、ねこだすけでも積極的に参加や開催に努めています。



地域猫対策に関する主な法規法令など

※ねこだすけホームページ > 地域猫とは、の下段から下記の項目にリンクしています。また、下記項目の【 】内が、ホームページの検索ワードです。

【環境省_動物の愛護と適切な管理】 環境省のホームページから、関連情報へリンクしています。

【動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律】

環境省のホームページから、動物愛護法に関連する5つのPDFファイルにリンクしています。

【動物の愛護及び管理に関する法律】 電子政府の総合窓口ホームページから該当項目を閲覧できます。

【動物の愛護及び管理に関する法律施行規則】 電子政府の総合窓口ホームページから該当項目を閲覧できます。

【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針】

ダウンロード用PDFファイルに直リンクしています。

【家庭動物等の飼養及び保管に関する基準】 ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【展示動物の飼養及び保管に関する基準】 ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準】 ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【産業動物の飼養及び保管に関する基準】 ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置】 ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。